

2026年度（令和8年度） 福山市市有墓苑墓地使用者募集要領

福 山 市
（ 市 民 生 活 課 ）

1 募集日程

- (1) 申込受付期間：7月1日（水）～7月15日（水）【土・日・祝を除く】
- (2) 申込受付時間：8時30分～17時15分
- (3) 申込受付場所：市民生活課、松永・北部・東部・神辺市民サービス課
- (4) 抽 選 日：8月1日（土）
- (5) 抽 選 結 果：当選者には抽選後、一週間以内に当選通知を郵送します。
結果はホームページに掲載するほか、電話でもお答えします。

2 申込条件

申込みをする人は、申込日現在、本市に本籍又は住所を有する人。（この要件に該当しない場合は、当選後でも使用の決定を取り消します。）

3 募集区画

募集墓苑墓地は別紙に定める区画とし、募集墓苑墓地区画数は計21区画です。
申込みは、1人（1世帯）につき1か所の墓苑墓地区画に限ります。

4 申込方法

申込みは、「市有墓苑墓地使用申込書」を市民生活課、松永・北部・東部・神辺市民サービス課のいずれかの窓口へ提出してください。「市有墓苑墓地使用申込書」は窓口で配付します。（郵便・電話・FAX・メール等での申込みはできません。）

※本人以外（代理人）が申込みをする場合は委任状が必要です。

※窓口に来られた方の本人確認を行いますので、確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参してください。

5 使用者の決定方法

墓苑墓地区画ごと、公開抽選（抽選方法・場所・時間等は裏面「使用区画の抽選について」参照）により使用者を決定します。

抽選で外れた方の中から墓苑墓地ごとに次点者を決定します。次点者には公募終了後6か月までの間に、申込された墓苑墓地の中で使用希望がなかった区画及び当選後使用辞退があった区画の案内をします。

6 当選後の手続き

抽選当選者は、次の手続きを行ってください。

- (1) 市有墓苑墓地使用許可申請書を提出してください。なお、市外にお住まいの人は、本籍地が確認できる書類（本籍記載のある住民票）を提出してください。
- (2) 使用許可申請書受理後、納付書を送付しますので、納付期限までに使用料を納付してください。
使用料の納付を確認後、福山市市有墓苑墓地使用許可証を交付します。なお、納付期限までに使用料を納付しないときは、使用の決定を取り消します。

7 区画の使用について

- (1) 公募区画については、現状で使用許可します。
※公募区画については囲障（巻石）のある区画がありますが、現状での使用許可とします。
- (2) 碑表（墓石）・囲障（巻石）等を設置する場合には、事前に工作物新設届の提出が必要です。

使用区画の抽選について

1 日 時：8月1日（土） 9時～

（公開抽選のため当日の受付等はありません。）

2 抽選場所：福山市役所1階 多目的室

3 抽選方法：

（1）公開抽選方式とします。

※抽選会場を公開し、主催者において抽選を行う公開抽選方式とします。よって、抽選日当日には必ずしも抽選会場に会場に来ていただく必要はありません。

（2）抽選対象番号は、市有墓苑墓地使用申込書に付番される受付整理番号とします。

（3）抽選は墓苑地区画ごとに行います。

※区画ごとの申込・抽選とします。申込期間終了後の申込区画番号等の変更は認めません。

（4）抽選の順番は広報「ふくやま」7月号に掲載された公募記事内の順番とします（区画単位の抽選の順番は区画番号が小さいものからとします。）

（5）次点者の抽選は、各墓苑墓地の抽選終了後に行います。

当選の権利は、譲渡することができません（当選者の名義で使用許可します。）

市有墓苑墓地使用についての注意事項

1 墓苑墓地は使用を許可するもので、個人の所有にはなりません。

2 墓苑墓地の使用権は、相続人が承継する外これを他人に譲渡することはできません。相続人が墓苑墓地の使用権を承継しようとするときは、市長に申請して許可を受けなければなりません。

3 墓苑墓地が不要になったときは、これを原状に復して、市へ返還しなければなりません。墓苑墓地を返還した場合でも既納使用料は還付いたしません。ただし、使用するに至らないで返還したときは、既納使用料の半額を還付します。

4 つぎの場合、市長に届け出なければなりません。

（1）納骨しようとするとき

（2）碑表（墓石）・囲障（巻石）等の工作物を新設又は改造しようとするとき

（3）使用者がその住所又は名前を変更したとき

5 塀の設置、樹木の植栽はできません。

6 墓苑墓地使用区画内及びその周囲の清掃、除草等は使用者が定期的に行ってください。

7 墓石を設置していないときは、立札等を設けて他の区画と間違わないようにしてください。

【問合せ・連絡先】

福山市市民生活課

電話（084）928-1069

福山市松永市民サービス課

電話（084）930-0400

福山市北部市民サービス課

電話（084）976-8800

福山市東部市民サービス課

電話（084）940-2571

福山市神辺市民サービス課

電話（084）962-5000